

## 令和8年度 鷺塚公民館運営審議会次第

令和8年4月15日（水）午後7時～  
鷺塚公民館 2階 ホール

市民憲章唱和

- 1 あいさつ
  
- 2 運営審議会委員の委嘱および公民館の概要について
  
- 3 会長および副会長の指名について
  
- 4 協議事項
  - (1) 令和8年度鷺塚公民館事業計画（案）について
  
- 5 その他
  - (1) 運営審議会委員報酬について
  
  - (2) その他

# へき なん し じん けん しょう 碧 南 市 民 憲 章

きぬうらこう もんこ ひろ せかい め ひら  
衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく  
あか きょうど へきなん じち  
明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の  
やくそく けんしょう かか  
約束として、この憲章を掲げます。

ひとつ あんしん す まち  
1 安心して住める町に  
いのちを大切にし、  
すこやかな毎日をおくります。

ひとつ かつき まち  
1 活気ある町に  
げんき はたら  
元気で働き、  
ゆたか てい きず  
豊かな家庭を築きます。

ひとつ ころ まち  
1 あたたかい心の町に  
はな あ わ  
話し合いの輪をひろげ、  
なごやかな社会をつくります。

ひとつ みず あお そら まち  
1 きれいな水と青い空の町に  
しぜん  
自然をだいじにし、  
うつく きょうど  
美しい郷土をつくります。

ひとつ せいしん ぶんか まち  
1 清新な文化の町に  
わか ちから そだ  
若い力を育て、  
ぶんか きょうよう まち  
文化と教養の町をつくります。

令和8年度 碧南市立鷺塚公民館運営審議会委員名簿

◎印は会長、 ※印は新委員

任期（1年） 令和8年4月1日～令和9年3月31日

氏名	役職名	選出基準	備考
◎ 伊藤 好則	地区連絡委員代表 (神有区町内会長)	地域の活動を行う者	※
石川 茂敏	地区連絡委員代表 (西部連合町内会代表町内会長)	地域の活動を行う者	※
安藤 秀人	地区連絡委員代表 (東町内会館館長)	地域の活動を行う者	※
吉川 辰夫	地区連絡委員代表 (鷺塚住宅自治会会長)	地域の活動を行う者	
齋藤 正洋	鷺塚小学校PTA副会長	学校教育の関係者	※
米津 真伍	東中学校PTA会計	学校教育の関係者	※
大村 隆義	老人クラブ代表 (鷺塚再青会会長)	地域の活動を行う者	※
中根 潮美	民生児童委員代表	地域の活動を行う者	
山田 瑛司	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
加藤 徹	青少年育成推進員代表	社会教育の関係者	※
神谷 久美	わしっこ子ども会会長	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	※
倉田 恵理子	利用者団体代表 (リフォームの会)	地域の活動を行う者	
榊原 節子	スポーツ推進委員代表	社会教育の関係者	
石原 博文	鷺塚小学校長	学校教育の関係者	
石原 竹春	東中学校長	学校教育の関係者	

## 社会教育法（抜粋：公民館運営審議会委員に関する部分）

### 第五章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（審議会）

第4条 法第29条第1項の規定により別表に掲げる公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の委員）

第5条 審議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 地域の活動を行う者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員の報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

## 令和8年度鷺塚公民館事業計画（案）について

### (1) 自主事業

開催事業名	対象者	開催月日	会場
ふれあいレクリエーション イベント「あそびバ！」 ※青少年鷺塚地区推進委員会と共催	親子	6月7日（日）	鷺塚小学校 鷺塚公民館
各地区夏祭り等	各地区住民	7月下旬 ～8月中旬	東町内会館等
各地区 レクリエーション大会 スポーツ大会等	各地区住民	10月予定	西部区民館等 神有区民館等
新春文化祭	保育園・小学校 中学校・地区民	12月31日～ 1月（地区によ り定める）	鷺塚住宅集会場等
(仮)鷺塚ふれあい防災「 あ・た・お」～遊び・体験・お しゃべりからはじめよう防 災～ ※青少年鷺塚地区推進委員会と共催	小学生	1月17日 （日）	鷺塚公民館

### (2) 文化教室

教室名	開催日	曜日	回数	対象者	定員
麴屋さんが教える 発酵食品講座	5/12～11/10	火	4	一般	16人
日本茶教室	7/1～9/2	水	3	一般	10人

※後期の文化教室については2講座を予定

### (3) 高齢者教室

学習内容	開催日	曜日	会場、講師
すこやか健康講座	5月22日	金	公民館ホール 碧南市医師会、碧南市高齢介護課
歴史講座	6月26日	金	公民館ホール 佛敎大学鷹陵史学会会員 林口宏氏

終活講座	9月18日	金	公民館ホール NPO法人よりそいの会
市長講話	10月23日	金	公民館ホール 碧南市長 小池友妃子
落語会鑑賞会	11月27日	金	公民館ホール

(4) 子ども居場所づくり事業

事業内容	開催日	曜日	会場
夏休みポスター教室	7/25、26	土、日	公民館研修室

(5) 公民館ロビー展示

公民館利用団体等の作品を毎月入れ替わりで1階ロビー壁面及びガラスケースにて展示。

(6) 花壇の植栽

地区の花ボランティアにより公民館前の花壇に花植えをする。春と秋に植替えを実施する予定。

## 令和8年度鷺塚公民館事業計画(参考)

月	会 議	公民館自主事業	青少年育成鷺塚地区推進委員会	高齢者教室
4	15日(水)公民館運営審議会 15日(水)青少年育成推進委員会	7日(火)～前期文化教室受講受付  18日(土)落語会		
5	13日(水)ふれあいレクリエーションイベント「あそびバ！」実行委員会	12日(火)～前期文化教室(発酵講座)開始  下旬 花の植え替え作業		22日(金)第1回 すこやか健康講座
6		1日(日) 公民館報発行(第65号) 7日(日) ふれあいレクリエーションイベント「あそびバ！」	青少年たより発行(122号)	26日(金)第2回 歴史講座
7		1日(水)～前期文化教室(日本茶)開始  18日(土)落語会 25日(土)26日(日)夏休みポスター教室		
8		上旬 後期文化教室受講受付 各地区夏祭り等	13日(木)夏の愛のパトロール	
9				18日(金)第3回 終活講座
10		各町内会、自治会スポーツ大会等		23日(金)第4回 市長講話
11		上旬 花の植え替え作業	1日(日)花いっぱい運動  21日(土)「元気ッス！へきなん」参加	27日(金)第5回 落語会
12				
		31日(木)～ 各地区 新春文化祭(展)	31日(木)年末年始愛のパトロール	
1		17日(日)(仮)鷺塚ふれあい防災あたお～遊び・体験・おしゃべりからはじめよう防災～		
2	12日(金) 青少年育成推進委員会			
3			青少年たより発行(123号) 中旬 青少年育成推進員引き継ぎ会	